

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成19年2月20日

提出者 足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成18年12月25日	197,900円		平成18年3月30日、鹿浜地域学習センターの体育館倉庫において、「スポーツ広場」事業で使用した用具を片付けていたところ、バレーボールの支柱が支柱置きから脱落し、相手方に右足甲打撲の傷害を与えた。
平成18年12月25日	113,557円		平成18年10月18日、足立区鹿浜五丁目9番先道路において、相手方車両が左折し、区道上にできた轍堀を通過した際、バンパー下部が道路に接触し、バンパーを破損する損害を与えた。